

コンプライアンス

ムラタは、法令の遵守はもとより、高い企業倫理観に基づいてコンプライアンスを遵守することが、健全な成長の基盤になると考えています。ムラタでは、「企業倫理規範・行動指針」の遵守の徹底など、グループの役員・従業員へのコンプライアンス意識の浸透を図っています。

企業倫理規範・行動指針

ムラタは2002年7月に「企業倫理規範・行動指針」を制定しました。2007年4月には、これをCSRの観点から改定し、グループの役員・従業員が、一丸となって、ステークホルダーや社会に対して私たちのとるべき行動を約束・宣言しました。

この改定版「企業倫理規範・行動指針」※は、日本語のほか英語、中国語、その他現地の言語に翻訳され、グループの役員・従業員に配布しています。なお、海外の各拠点では、現地の法令や社会制度にあわせて適宜修正されています。また、「企業倫理規範・行動指針」の理解を向上させるため、これに関連するQ & A形式の事例集である「コンプライアンス・ガイドブック」を作成し、国内の各拠点の役員・従業員に配布しています。

さらに、コンプライアンス意識の浸透のために、トップメッセージの発信や階層教育などの啓発・教育を継続的に実施しています。

※「企業倫理規範・行動指針」についてはこちらをご参照ください。
コンプライアンスの推進
<https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/governance/compliance>

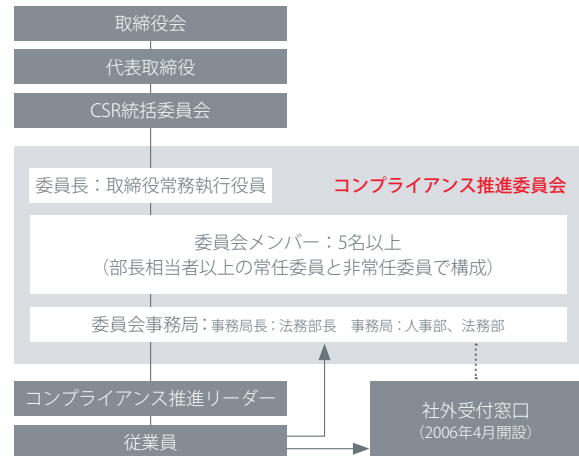
コンプライアンスの推進体制

ムラタでは、代表取締役社長を委員長とするCSR統括委員会の下部委員会として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、「企業倫理規範・行動指針」の改定や周知活動の立案・実施などについての基本的な方向を審議・決定しています。ここでの決定内容は、国内外の関係会社に設置されたコンプライアンス推進責任者を通じてグループ全体に展開されています。また、「企業倫理規範・行動指針」を周知するために、各部門で「コンプライアンス推進リーダー」を選任。リーダーは、eラーニングなどで得た知識を、各部門で開催されるコンプライアンス推進ミーティングなどを通じて伝達しています。

コンプライアンスの推進活動や内部通報制度の運用状況（件数・通報内容の概要）については、年に2回、

取締役会に報告するとともに、毎年、内部監査部門の監査を受け、適正性を確保しています。

コンプライアンス推進体制（2021年4月1日現在）



内部通報制度・相談窓口

ムラタは、コンプライアンスの違反行為の未然防止・早期発見・対応のため、村田製作所および国内外の関係会社において内部通報制度を導入しています。独占禁止法違反、贈収賄など「企業倫理規範・行動指針」に違反する行為や違反するおそれのある行為が発見された場合、通報者は実名または匿名で、通報・相談を行うことができます。通報・相談を受け付ける窓口として社内受付窓口を設置しているほか、社外にも受付窓口を設置して、現地の言語・複数言語で対応するなど、より通報・相談しやすい環境を整えています。また、会社の業務執行全般を監査・監督する立場にある監査等委員会に直接通報・相談することもできます。

通報・相談を受け付けた場合、コンプライアンス推進委員会・同委員長・同事務局が中心となり、必要に応じて関係部門と連携しつつ、その事実関係や関連法令・規則を可能な限り確認・調査します。その上で、コンプライアンス違反行為の有無を認定し、必要に応じて是正勧告や再発防止策などの対応措置を講じます。

この際、通報者のプライバシーを保護するとともに、報復行為を禁止して、通報したことにより通報者が不当に不利益を被らないように最大限の配慮をしています。また、実名で受け付けた通報・相談に対しては、その後の確認・調査の経過や結果を適宜フィードバックしています。